

デンマーク

特許法

2012年1月24日統合法律No. 108

2012年2月1日施行

目次

第1部 総則

第1条

第1a条

第1b条

第2条

第3条

第3a条

第3b条

第4条

第5条

第6条

第2部 特許出願及びその審査その他の処理等

第7条

第8条

第8a条

第8b条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条 [廃止]

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第 26 条

第 27 条

第 3 部 国際特許出願

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条 [廃止]

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 4 部 保護の範囲及び特許の存続期間

第 39 条

第 40 条

第 5 部 更新手数料の納付

第 41 条

第 42 条

第 6 部 ライセンス許諾，移転等

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 46a 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 7 部 特許の終了，行政再審査等

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 53a 条

第 53b 条

第 53c 条
第 53d 条
第 53e 条
第 53f 条
第 54 条
第 55 条
第 55a 条

第 8 部 特許に関する情報を提供する義務
第 56 条

第 9 部 刑罰に対する責任及び損害賠償責任等
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 60a 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 64a 条
第 65 条
第 65a 条

第 10 部 雑則
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 74a 条

第 10A 部 欧州特許
第 75 条
第 76 条
第 77 条

第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 80a 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 87a 条
第 88 条
第 89 条
第 89a 条
第 90 条

第 10B 部 補充的保護證明書

第 91 条

第 10C 部 共同体特許等

第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条
第 96 条
第 97 条

第 10D 部 手数料

第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条

第 11 部 施行規定及び経過規定

1.
2.

第1部 総則

第1条

(1) 産業上利用することができる発明をした者又はその権原承継人は、本法に従い、出願によってその発明についての特許を受け、それにより発明を業として実施する排他権を取得する権利を有する。技術の全ての分野において、発明は特許を受けることができる。

(2) 特に次の主題又は活動は、それ自体としては発明と認められない。

(i) 発見、科学理論及び数学的方法

(ii) 審美的創作物

(iii) 知的活動、遊戯若しくは事業活動のための計画、規則若しくは方法、又はコンピュータ・プログラム

(iv) 情報の提示

(3) 人間若しくは動物の外科的処置若しくは治療による処置の方法又は人間若しくは動物に施される診断の方法は、何れも発明と認められない。本規定は、前記何れかの方法での使用に供される、物質及び組成物を含む製品に特許を付与することを妨げるものではない。

(4) 植物又は動物の品種に関しては、特許を受けることができない。ただし、発明が植物又は動物を主題としていても、発明の技術的な実行可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されていない場合は、その発明は特許を受けることができる。本法において、「植物品種」とは、共同体植物品種の権利に関する理事会規則(EC)No. 2100/94 第5条に定義されている植物品種を意味する。

(5) 植物又は動物の生産に関する本質的に生物学的な方法に関しては、特許を受けることができない。本法において、「本質的に生物学的な方法」とは、専ら交配又は淘汰等の自然現象のみで構成される方法を意味する。ただし、微生物学的方法若しくはその他の技術的方法又はそのような方法を使用して生産される製品については、特許を受けることができる。本法において、「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を利用するか、微生物学的材料に基づいて実施されるか又は微生物学的材料を生み出す方法を意味する。

(6) 発明は、それが生物学的材料で構成されているか若しくは生物学的材料を含んでいる製品に関するものである場合、又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用する方法である場合にも、特許を受けることができる。自然環境から分離されているか又は技術的方法を使用して生産された生物学的材料は、たとえそれが以前から自然界に存在していたものであっても、発明の主題とすることができる。本法において、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含んでおり、かつ、自己繁殖又は生体系での繁殖が可能な何らかの材料を意味する。

第1a条

(1) その形成及び発達の様々な段階における人体、並びに遺伝子の配列又は部分的配列を含め、人体の1要素についての単なる発見は、特許を受けることができる発明を構成することができない。

(2) (1)に拘らず、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、人体から分離されたか又はそれ以外に技術的方法を使用して生産された要素は、その要素の構造が自然の要素の構造と同一である場合であっても、特許を受けることができる発明を構成することができる。

第1b条

- (1) 業として実施した場合に公共の秩序又は道徳に反することになる発明には、特許は付与されない。
- (2) 実施することが法律又は行政規則によって禁止されているという理由のみをもっては、その実施を公共の秩序又は道徳に反するものとはみなさない。
- (3) (1)により、特に次のものは特許を受けることができない。
 - (i) 人間をクローン化する方法
 - (ii) 人間の生殖細胞系遺伝子の同一性を変更する方法
 - (iii) 人間の胚を工業上又は商業上の目的で使用すること、及び
 - (iv) 動物の遺伝子同一性を変更する方法であって、人間又は動物に実質的な医学的利益をもたらすことなく、その動物に苦しみを与える虞のあるもの及びその方法によって生じる動物

第2条

- (1) 特許は、発明であって、それに係る特許出願日現在の技術水準に対して新規であり、更にまた、その技術水準と本質的に異なるものに対してのみ与えられる。
- (2) 上記の技術水準は、書面若しくは口頭での説明、実施又はその他の方法によって公衆の利用に供されている全ての事項を含んでいるものとみなす。その他、前記の出願日前にデンマークにおいてなされていた特許出願の内容も、その出願が第22条の規定によって公衆の利用に供された場合は、技術水準に含まれているものとみなす。本規定は、前記の出願日前にデンマークにおいてなされた実用新案登録出願の内容についても、それが実用新案に関する規則に従って公衆の利用に供されている場合には適用する。ただし、発明が技術水準と本質的に異なっていなければならないとする(1)の要件は、これらの出願内容に関連しては適用しない。
- (3) 第3部に規定する出願が、(2)の適用上、一定の場合はデンマークにおいてなされた出願と同一の効力を有する旨の規定を、第29条及び第38条に設ける。
- (4) 発明が新規でなければならないとする(1)に基づく要件は、第1条(3)にいう方法で使用される既知の物質又は組成物に特許が付与されることを妨げるものではない。ただし、それらの方法の何れについてもその物質又は組成物の使用が知られていないことを条件とする。
- (5) 発明が新規でなければならないとする(1)に基づく要件は、第1条(3)にいう方法に従い使用される(4)にいう物質又は組成物に特許が付与されることを妨げるものではない。ただし、その使用がその物質又は組成物の特定の使用であり、かつ、その特定の使用がそれらの方法の何れについても知られていないことを条件とする。
- (6) 発明が出願前6月以内に公衆の利用に供されていた事実があったとしても、それが次の事項の結果である場合は、その発明は特許を受けることができる。
 - (i) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用、又は
 - (ii) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該当する公式又は公認の国際博覧会にその発明を展示した事実

第3条

- (1) 特許によって与えられる排他権とは、特許所有者以外の何人も、許可を得ることなしには、次の方法によって発明を実施することができないことを意味する。

- (i) 特許の主題である製品について、製造し、販売の申出をし、市販し若しくは使用し、又は前記の目的で当該製品を輸入し若しくは貯蔵すること、又は
- (ii) 特許の主題である方法を実施するか、又はその方法をデンマークにおいて実施するための申出をすること。ただし、特許所有者の許諾を得ることなしにその方法を実施することが禁じられている事実を、当該方法について申出をする者が知っているか又はその事実が諸般の事情から明白であることを条件とする。又は
- (iii) 特許の主題である方法によって取得された製品について、販売の申出をし、市販し若しくは使用し、又は前記の目的で輸入し若しくは貯蔵すること
- (2) 前記の排他権は、特許所有者以外の何人も、発明を実施する権利を有していない者にデンマークにおいて発明を実施する手段を供給するか又は供給の申出をすることによって、許諾なしにその発明を実施することができないこともまた意味する。ただし、本規定は、その手段が発明の本質的要素に係わっていること、及びその手段がそのような使用に適しており、かつ、そのような使用に意図されているものである事実をその手段を供給し若しくは供給の申出をする者が知っているか又はその事実が諸般の事情から明白であることを条件とする。本規定は、その手段が一般的市販品である場合は、当該手段を供給するか又は供給の申出をする者がその供給を受ける者に、(1)にいう行為を犯すよう誘引する場合を除き、適用しない。本項第1文及び第2文の適用上、(3)(i)、(iii)、(iv)又は(v)にいう行為を遂行する者は、発明を実施する権利を有しているとはみなさない。
- (3) 前記の排他権は、次の行為には及ばない。
- (i) 非商業的目的でされる行為
- (ii) 特許所有者により又はその許諾を得て、デンマーク又は欧州経済地域(EEA)内の他の国において市販された製品に係わる行為
- (iii) 特許発明の主題について実験の目的でされる行為
- (iv) EU、EU加盟国、又はその他の国において人間又は動物についての医薬品販売許可取得に必要な特許発明の主題に関係する行為、又は
- (v) 薬局において個別症例での処方に基づいてなされる医薬品の調合又はそのようにして調合された医薬品についての行為

第3a条

- (1) 発明の結果として特定の性質を有する生物学的材料についての特許により与えられる保護は、同一の又は互いに異なる形態での繁殖又は増殖によって当該生物学的材料から派生し、かつ、同一の性質を有する全ての生物学的材料に及ぶものとする。
- (2) 発明の結果として特定の性質を有する生物学的材料を生産する方法についての特許により与えられる保護は、その方法によって直接に取得される生物学的材料、及び同一の又は互いに異なる形態での繁殖又は増殖によって当該直接に取得された生物学的材料から派生し、かつ、同一の性質を有する全ての生物学的材料に及ぶものとする。
- (3) 遺伝子情報を含む又は遺伝子情報によって構成されている製品についての特許により与えられる保護は、その製品が組み込まれている全ての材料、及びその遺伝子情報が含まれており、かつ、その機能を果たす全ての材料に及ぶものとする(ただし、第1a条参照)。
- (4) (1)、(2)及び(3)にいう保護は、特許所有者により又はその同意を得て、欧州連合加盟国の領域で市販された生物学的材料の繁殖又は増殖によって取得された生物学的材料に対して

は、その繁殖又は増殖がその生物学的材料を販売した目的から必然的に生じた利用である場合には、及ばないものとする。ただし、取得された当該材料がその後更に繁殖又は増殖のために使用されないことを条件とする。

第3b条

(1) 第3a条(1)から(3)までの規定に拘らず、特許所有者により又はその同意を得て、植物繁殖材料が農業上の使用のために農業者に対して販売されること又はそれ以外の方式で商業化されることは、当該農業者に対し、収穫した生産物を自己の農場において増殖又は繁殖のために自ら使用することを許諾したことを意味し、その範囲及び条件は、共同体植物品種の権利に関する規則(EC)No. 2100/94 第14条で定める。

(2) 第3a条(1)から(3)までの規定に拘らず、特許所有者により又はその同意を得て、繁殖用家畜又は他の動物繁殖用材料が農業者に対して販売されること又はそれ以外の方式で商業化されることは、当該農業者に対し、前記の動物又は他の動物繁殖材料をその農業活動をするために使用することを許諾したことを意味するが、商業的繁殖活動の枠組内又はその目的で、それを販売することの許諾は意味しない。事業・経済成長大臣は、農業者が自らの農業活動を遂行するために当該繁殖用家畜及び動物繁殖材料を利用する範囲及び条件に関して規定を定める。

第4条

(1) 特許出願がなされた時に、デンマークにおいてその発明を業として実施していた者は、付与された特許に拘らず、当該実施をその全般的性質を保持しつつ継続することができる。ただし、当該実施が出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用を構成していなかったことを条件とする。当該実施の権利は、デンマークにおいてその発明を業として実施するための実質的な準備をしていた者も、同様の条件下で享受することができる。

(2) (1)に規定した権利は、その権利が発生した事業又はその実施を予定していた事業と共にする場合に限り、他人に移転できるものとする。

第5条

(1) 発明に対して特許が付与されているに拘らず、特許所有者以外の者は、外国の車輛、船舶又は航空機が一時的又は偶発的にデンマークに入った期間中、それらについて使用することにより、当該発明を実施することができる。

(2) 事業・経済成長大臣は、特許の付与に拘らず、デンマークの航空機に類似の権利を認めている外国に属する航空機の修理のために、航空機の予備部品及び付属部品をデンマークに輸入し、使用することができる旨を指示することができる。

第6条

(1) 発明についての特許出願であって、その発明が当該出願の出願日前12月以内にデンマークにおける特許出願若しくは実用新案登録出願、又は工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約に加盟している他国における特許出願、発明者証出願若しくは実用新案保護出願に開示されているものは、第2条(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第4条の適用上、請求に基づいて、先の出願と同時になされたものとみなす。保護を求める出願がパリ条約加盟国に

由来するものでない場合であっても、先願がされた国において、2 国間又は多国間の条約の規定により、デンマークの特許出願又は実用新案出願について同じ優先権が認められており、かつ、それがパリ条約に本質的に合致している条件及び効力によるものであるときは、同じ優先権が享受されるものとする。

(2) 事業・経済成長大臣は、当該優先権を主張する権利についての明細を定める。

第2部 特許出願及びその審査その他の処理等

第7条

(1) デンマークの特許当局は、長官を長とする特許商標庁及び特許商標審判部(特許審判部)とする。本法の適用上、別段の記載がない限り、「特許当局」とはデンマークの特許当局をいう。

(2) 特許商標審判部は、第25条及び第67条に関連規定を有する特許商標庁の決定に対する審判及びデンマーク意匠法、デンマーク商標法等の規定による決定に対する審判を審理するために、事業・経済成長大臣によって設置される。特許商標審判部は、5年の任期をもって任命される18名以下の部員により構成される。部員の中の2名は、高等裁判所裁判官としての一般的任命資格を有していなければならない、その内の1名を部長とする。他の構成部員は全て、特許、意匠、商標及びその他の法律によって特許商標審判部の管轄下に置かれる事項について最善の専門知識を有している者でなければならない。それらの者は、デンマーク工科大学、他の高等教育機関の卒業生であるか又は他の方法で必要な専門知識を取得した者でなければならない。

(3) 部長は、各個別事件の事情を考慮し、審判部の何れの部員かつ何名を、その事件の審理に関与させるかを決定しなければならない。

(4) 事業・経済成長大臣は、特許商標審判部の活動に関する追加規則を定めるものとし、それには、法的手続に関する規則及び審判請求人は審判審理手数料を納付すべき旨の規則を含める。

第8条

(1) 特許出願は、特許当局又は第3部にいう事件については外国の特許当局若しくは国際機関にしなければならない。

(2) 出願には、必要な場合は図面を含め発明についての説明、及び特許による保護を求める事項(クレーム)についての正確な記述を含めなければならない。発明が化合物に係わるものであるという事実は、クレームにおいて特定の用途を表示しなければならないことを意味するものではない。発明の説明は、当該技術の熟練者が発明を実施できる程度に十分に明確でなければならない。生物学的材料の使用に関連しているか又はその使用を伴っている発明は、第8a条に指定した事件に含まれており、また第8a条の要件も満たされている場合に限り、十分に明確な方法で開示されているものとみなす。

(3) 出願には、発明の説明及びクレームについての要約を含めなければならない。当該要約は、技術的情報としての用途のみをその目的とするものであり、それ以外の目的では参酌することができない。

(4) 出願には、発明者の名称を記載しなければならない。発明者以外の者が特許を出願するときは、出願人が発明について権原を有すること及び発明者が発明特許の出願について知らされていることが出願書類から明らかでなければならない。ただし、特許当局は、その発明に対する出願人の権利について追加書類を請求することができる。

(5) 出願人は所定の手数料を納付しなければならない。特許出願については、出願について最終的な決定がなされる前に始まる各手数料年度についても、所定の更新手数料を納付しなければならない。手数料年度は1年とし、初年度は特許出願日から起算し、その後は、その

暦年応答日から起算する。

第 8a 条

(1) 発明の実施に生物学的材料の使用が伴っており、その生物学的材料が、公衆の利用に供されておらず、又は当該技術の熟練者がその発明を実施できるような方法で出願書類に記述することもできないものであるときは、その生物学的材料の試料を出願日以前に寄託しなければならない。その試料は、その後常に、当該生物学的材料の試料提供についての権原を有する者が、デンマークにおいて試料の分譲を受けることを可能にする方法で寄託されていなければならない。事業・経済成長大臣は寄託することができる場所についての規則を定めなければならない。

(2) 寄託試料が死滅した場合、又はそれ以外の理由で試料の分譲が不可能になった場合は、当該試料は、所定の期限内に、かつ、事業・経済成長大臣が定めた規則に従って、当該生物学的材料の新たな試料と取り替えることができる。その場合は、当該新寄託は、旧寄託日に既になされていたものとみなす。

第 8b 条

(1) 特許商標庁は、次の場合は、出願に出願日を付与する。

(i) 提出された資料が出願を意図したものである表示を含む場合

(ii) 提出された資料が出願人の身元を決定し又は出願人に連絡することを可能にする場合、及び

(iii) 提出された資料が説明を含む場合

(2) 事業・経済成長大臣は、(1)の要件が遵守されない場合は、後に出願日が付与される出願人の機会を規制する特則を定める。

(3) (1)の要件が遵守されない場合は、特許商標庁は、出願人に要件を遵守するための2月の猶予期間を与える。

第 9 条

出願人が請求し、かつ、所定の手数料を納付したときは、特許当局は、事業・経済成長大臣が定めた規則に従って、その出願を1970年6月19日にワシントンで締結された特許協力条約第15条(5)の規定に基づいて、国際調査機関に調査させる。

第 10 条

同一の出願においては、相互に独立した2以上の発明に関して特許出願をすることはできない。

第 11 条

未だ最終決定に至っていない先の特許出願において出願人が開示した発明について特許出願がなされる場合は、当該後の出願は、出願人の請求により、かつ、事業・経済成長大臣が定めた条件に基づいて、その発明を開示した書類が特許当局によって受領されたときに行われたものとみなす。

第 12 条

特許商標庁は、出願人に対し、その出願に関する全ての事項について出願人を代表させるために、欧州経済地域 (EEA) 在住の代理人を選任するよう求めることができる。代理人の名称及び宛先は、特許登録簿に登録される。

第 13 条

特許出願は、その出願時に開示されていなかった主題について保護を求めるような方法で補正することはできない。

第 14 条 [廃止]

第 15 条

(1) 出願人が出願について所定の要件を遵守していないとき、又は特許当局が出願の受理について他の異論を有するときは、出願人にその旨が通知され、出願人は、指定された期限内に所見を提出するか又は出願の訂正をするよう求められる。ただし、要約に関しては、特許当局は出願人と協議することなく、当局が必要と認める補正をすることができる。

(2) 出願人が、指定期限の到来前に所要の所見を提出せず又は出願を訂正する措置を取らないときは、その出願は棚上げされるものとする。(1)にいう通知には、その旨の情報が含まれる。

(3) ただし、出願人が指定期限の到来後 4 月以内に所見を提出するか又は出願を訂正する措置を取り、かつ、所定の再開手数料を納付するときは、出願の審査及びその他の処理は再開される。

(4) 第 8 条、第 41 条及び第 42 条による更新手数料の納付が行われない場合は、それに係わる出願は、予告なしに棚上げされるものとする。この理由で棚上げされた出願の審査及びその他の処理は、再開することができない。

第 16 条

特許当局が、出願人からの回答を受領した後においても依然としてその出願を受理することについての異論を有しており、また、出願人に既にその異論について意見を述べる機会が与えられていたときは、その出願は、特許当局が出願人に再度第 15 条(1)に基づく求めを行うことが必要であると判断する場合を除き、拒絶されるものとする。

第 17 条

(1) 何人かが特許当局に対し、出願人ではなく自身が発明についての権原を有する旨を主張する場合において、特許当局は、その問題に疑義があると認めたときは、その者に対して、指定する期限内に裁判所に提訴するよう求めることができる。その求めが応諾されなかった場合は、特許当局は、特許出願について決定するときに、前記の主張を無視することができる。その旨の情報は、前記の求めに示されていなければならない。

(2) 特許出願がされている発明についての権利に関する訴訟が提起されている場合は、特許出願の審査及びその他の処理は、当該訴訟における確定判決が出されるまで中止することができる。

第18条

- (1) 何人かが特許当局に対し、出願人ではなく自身が発明についての権原を有していることを立証した場合において、その者が請求するときは、特許当局は、当該出願をその者に移転させなければならない。移転を受けた者は、新たな出願手数料を納付しなければならない。
- (2) 特許出願の移転についての請求があったときは、当該請求について最終決定が行われるまで、当該出願は棚上げし、拒絶し又は受理してはならない。

第19条

- (1) 出願が出願要件を遵守しており、特許付与についての異論が見出されておらず、また、出願人が特許を付与することができる本文を承認していることが確認された場合は、特許当局は、出願人に対し、特許明細書を公告するための所定の手数料を納付することにより、特許を受けることができる旨の通知を送付する。
- (2) 特許当局が(1)にいう通知を送付した後は、特許クレームについて、その特許によって保護される範囲を拡張するような方法で補正をしてはならない。
- (3) 特許明細書は、その旨の出願人の請求により、デンマーク語で又はデンマーク語のクレーム付きの英語で公告することができる。
- (4) 特許明細書の公告手数料は、特許当局が(1)に基づく通知を送付した後2月以内に納付しなければならない。納付がされないときは、それを理由として、その出願は棚上げされる。ただし、出願人が前記期限の到来後4月以内に特許明細書の公告手数料及び所定の再開手数料を納付したときは、付与手続が再開される。

第20条

- (1) 第19条の要件が遵守されたときは、特許当局は特許を付与し、特許証を交付する。同時に、特許の付与が公告される。
- (2) 特許付与の公告と同時に、発明の説明、クレーム及び要約を含む特許明細書を特許当局から入手可能としなければならない。特許明細書には、特許所有者及び発明者を記載しなければならない。

第21条

- (1) 何人も、付与された特許について特許当局に異議申立をする権原を有する。異議申立は、異議申立をする理由について陳述するものとし、特許付与の公告から9月以内に特許当局により受領されなければならない。異議申立には、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 異議申立は、特許が次の事実があるにも拘らず付与されたという理由のみを根拠として、なされるものとする。
 - (i) 第1条及び第2条の要件が遵守されていないこと
 - (ii) 特許が、その発明についての説明を基にして当該技術の熟練者が実施できる程度に十分明確には開示されていない発明に係わっていること、又は
 - (iii) 特許の主題が、出願時の出願内容の範囲を超えていること
- (3) 特許当局は、異議申立があったことを公告しなければならない。

第 22 条

- (1) 特許が付与された日から、出願に係るファイルを公衆の利用に供さなければならない。
- (2) 出願日から又は第 6 条に基づいて優先権が主張されている場合は優先日から 18 月が経過したときは、特許が未だ付与されていない場合であっても、ファイルを公衆の利用に供さなければならない。ただし、出願を棚上げし又は拒絶する旨の決定がされている場合は、出願人が手続の再開を請求するか、拒絶について審判請求するか、又は第 72 条若しくは第 73 条に基づいて権利の回復を請求するときを除き、ファイルを利用に供してはならない。
- (3) 出願人からの請求があったときは、出願のファイルを(1)及び(2)に規定した時期より早い時期に、利用に供さなければならない。
- (4) ファイルが(2)又は(3)に基づいて利用に供されたときは、その旨を公告しなければならない。
- (5) ある書類が、特許が出願されているか又は特許が付与された発明に係わりのない企業秘密を含んでいる場合において、特許当局は、諸般の事情からみて望ましいときは、請求に基づいて、当該書類を利用できないようにするか又はその一部のみを利用できるようにする旨を決定することができる。当該請求がされたときは、その書類は、決定が行われるまで、又はその決定について審判請求をすることができる期間中は、利用に供してはならない。審判は停止効力を有するものとする。
- (6) 生物学的材料の試料が第 8a 条に基づいて寄託されている場合において、それに関連するファイルが(1)、(2)又は(3)に基づいて利用に供されたときは、何人も試料の分譲を受ける権利を有するものとする。特許が付与された後は、その特許の失効又は取消に拘らず、請求した何人も分譲を受けることができる。ただし、本規定は、法律において定められ又は法律に従う規定に基づいて、前記寄託材料の取扱を許可されない者に対して試料が分譲されることを意味するものではない。更に、当該材料の危険な特性のために、試料を取り扱った場合に明白な危険が伴うと推定される何人に対しても、試料を分譲してはならない。
- (7) (6)の規定に拘らず、出願人は、特許が付与されるまで、試料の分譲は当該技術の専門家に限定して行われるよう請求することができる。出願が拒絶され、取り下げられ又は取下とみなされた場合は、出願人は、特許出願がされた日から 20 年間、寄託材料の試料は当該技術の専門家に限定して分譲されるよう請求することができる。事業・経済成長大臣は、分譲請求の提出、当該請求の提出期限及び専門家として起用することができる者の指定に関して規定を定める。
- (8) 試料分譲の請求は、特許当局に対して行うものとし、それには事業・経済成長大臣が定めた規則に記載されている、試料の使用についての制限を遵守する旨の宣言を含めなければならない。試料がそれに係わる当該技術の専門家に分譲されるときは、前記の宣言は当該専門家が行うものとする。

第 23 条

- (1) 異議申立がされたときは、特許所有者は、その異議申立を通告され、かつ、それについての所見を提出する機会が与えられる。
- (2) 特許当局は、特許が第 51 条、第 54 条若しくは第 96 条に基づいて失効しているか若しくは失効する予定になっている場合、又は異議申立が取り下げられた場合、又は異議申立人が死亡したか若しくは法的行為能力を喪失した場合であっても、その異議申立を審査すること

ができる。

(3) 特許当局は、特許を取り消すか、又は特許を補正せず若しくは補正して維持することができる。特許当局が、特許を補正して維持できると認め、これについて特許所有者の同意が確認されたときは、特許所有者が所定の公告手数料を納付した後、その特許明細書を補正しなければならない。補正された特許明細書の写しは、特許当局から入手可能としなければならない。

(4) 特許所有者が特許を補正して維持することを承諾しなかったか、又は新しい特許明細書の公告手数料を期限内に納付しなかったときは、特許は取り消される。

(5) 特許当局は、異議申立についての決定を公告する。

第 24 条

(1) 特許出願に関する特許商標庁の最終決定について、特許出願人は特許商標審判部に審判請求することができる。特許所有者は、特許が取り消された場合、又は特許商標庁が、異議申立がなされた後、特許を補正して維持できると認定した場合は、特許商標審判部に審判請求することができる。異議申立人は、適式に異議申立をしたにも拘らず、特許が補正なく維持された場合、又は特許商標庁が特許を補正して維持できると認定した場合は、特許商標審判部に審判請求することができる。異議申立人がその審判請求を取り下げた場合において、諸般の事情から望ましいときは、その審判は審理されることがある。

(2) 第 15 条(3)若しくは第 19 条(4)に基づく再開請求を拒絶する決定又は第 18 条に基づく移転請求を応諾する決定に対しては、出願人は審判請求することができる。出願の移転請求を拒絶する決定に対しては、当該請求を行った者は審判請求することができる。

(3) 第 22 条(5)に基づく請求を拒絶する決定に対して、当該請求を行った者は審判請求することができる。

第 25 条

(1) 第 24 条による審判請求は、特許商標庁がその決定を関係当事者に通知した日から 2 月以内に特許商標審判部に対してしなければならない。所定の手数料は、同一期限内に納付しなければならない。納付がないときは、審判請求は拒絶されるものとする。

(2) 特許商標審判部の決定については、何れの上級行政当局にも不服申立することができない。

(3) 特許商標審判部に審判請求することができる特許商標庁の決定については、特許商標審判部が決定を行うまでは、裁判所に上訴することができない(ただし、第 52 条及び第 53 条参照)。特許出願を拒絶し又は特許を取り消す旨の特許商標審判部による決定については、関係当事者がその決定についての通知を受けてから 2 月以内に上訴することができる。

(4) 第 22 条(5)の規定は、特許商標審判部が受領した書類に準用する。

第 26 条

公衆の利用に供されている出願について拒絶又は棚上げが確定したときは、その旨が公告される。

第 27 条

付与された特許は，特許当局に備える特許登録簿に登録される。

第3部 国際特許出願

第28条

(1) 「国際特許出願」とは、1970年6月19日にワシントンで締結された特許協力条約に基づく出願をいう。

(2) 国際特許出願は、前記の国際条約及びその規則に基づいて当該出願を受領する権限を有する特許当局又は国際機関(受理官庁)に提出しなければならない。国際特許出願は、事業・経済成長大臣が定めた規則に従ってデンマークの特許当局に提出することができる。出願人はその出願について、デンマークの特許当局に所定の手数料を納付しなければならない。

(3) 第29条から第38条までの規定は、デンマークを指定国とする国際特許出願に適用する。

第29条

受理官庁によって国際出願日を付与された国際特許出願は、同日にデンマークにおいてなされた出願と同一の効力を有するものとする。ただし、第2条(2)第2文の規定は、出願が第31条に従って処理されない限り、適用しない。

第30条

国際特許出願は、前記条約第24条(1)(i)及び(ii)にいう場合においてデンマークに関する限り、取り下げられたものとみなす。

第31条

(1) 出願人がデンマークを指定国として国際出願の手続をすることを望む場合は、国際出願日から又は優先権を主張するときは優先日から31月以内に特許当局に所定の手数料を納付し、かつ、事業・経済成長大臣が定めた範囲において、国際出願に関するデンマーク語翻訳文若しくは英語翻訳文又は国際出願がデンマーク語若しくは英語で作成されているときは、その出願の写しを提出しなければならない。

(2) 出願人が(1)に定めた期限内に所定の手数料を納付している場合は、所要の翻訳文又はその写しは2月の追加期間内に提出することができる。ただし、所定の追加手数料を当該追加期間の満了前に納付することを条件とする。

(3) 出願人が本条の要件を満たさなかったときは、その出願はデンマークに関する限り、取り下げられたものとみなす。

第32条 [廃止]

第33条

(1) 国際特許出願について第31条に基づく手続が進められている場合は、第2部の規定を、それに本条及び第34条から第37条までにおいて定めた修正を加えて、その出願、審査及びその他の手続に適用する。出願の審査及びその他の手続は、出願人が請求したときに限り、第31条(1)に基づいて適用される期限の到来前に開始される。

(2) 第12条の規定は、特許当局が出願についての審査及びその他の手続を開始することができるときから初めて適用する。

(3) 出願人が出願の翻訳文を提出すべき第 31 条に基づく義務を果たしたとき、又は出願書類がデンマーク語又は英語で作成されている場合において出願人がその写しを特許当局に提出したときは、出願の進められる前であっても、第 22 条(2)及び(3)の規定を適用する。

(4) 第 48 条、第 56 条及び第 60 条の適用上、国際特許出願は、それが(3)に基づいて利用に供されたときは、公衆の利用に供されたものとみなす。

(5) 出願が前記条約に規定される様式及び内容に関する要件を遵守しているときは、その出願はその点に関しては受理される。

第 34 条

国際特許出願の場合は、特許の付与又は拒絶は、事業・経済成長大臣が定めた期限の到来後に限り行われるものとする。ただし、出願人が、出願について前記の期限到来前に決定が行われることに同意しているときは、この限りでない。

第 35 条

国際特許出願の場合は、特許当局は、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局による公開の前、又は国際出願日から若しくは優先権が主張されているときは優先日から 20 月が経過する前に、出願人の同意なしに特許を付与すること又は当該出願の公告をすることはできない。

第 36 条

(1) 出願が相互に独立した 2 以上の発明に係わっているとみなされ、かつ、出願人が所定期限内に前記条約に基づく追加手数料を納付しなかったという理由で、国際特許出願の何れかの部分が国際調査又は国際予備審査の対象とされなかった場合は、特許当局は、その認定が正当であったか否かを決定するために再審理しなければならない。その認定が正当であると認められたときは、出願人が特許当局から前記再審理の結果についての通知を受けてから 2 月以内に所定の手数料を納付しない限り、前記出願の該当部分は特許当局において取下とみなされる。特許当局が前記の認定は正当でないとしたときは、特許当局はその出願全体について審査及びその他の手続を進めなければならない。

(2) 出願人は、その出願が相互に独立した 2 以上の発明に係わるものと認定した(1)の決定に対して審判請求することができる。第 25 条(1)から(3)までの規定を準用する。

(3) 審判請求が却下されたときは、(1)第 2 文に基づく手数料の納付期限は、最終決定が下された日から起算するものとする。

第 37 条

出願人が国際予備審査機関の求めによりクレームを減縮したため、国際出願の何れかの部分が国際予備審査の対象とされなかったときは、特許当局が納付を求めた日から 2 月以内に、その減縮に関連して実行される審査についての所定の手数料を納付しない限り、出願の該当部分は特許当局において取下とみなされる。

第 38 条

(1) 受理官庁が国際特許出願に対して国際出願日を付与することを拒絶した場合、又は受理官庁が出願若しくはデンマークの指定を取下とみなす旨の決定をした場合は、特許当局は、

出願人からの請求により，その決定が正当であるか否かを再審理しなければならない。同じ規定を，出願を取下とみなす国際事務局の全ての決定に適用する。

(2) (1)に基づく再審理請求は，事業・経済成長大臣が定めた期限の到来前に国際事務局に提出しなければならない。出願人は更に，同期限の到来前に，事業・経済成長大臣が定めた範囲において，特許当局にその出願の翻訳文を提出し，かつ，所定の出願手数料を納付しなければならない。

(3) 特許当局が受理官庁又は国際事務局の決定は正当でないと認めたときは，特許当局はその出願を第 2 部に基づいて審査し，処理しなければならない。受理官庁が国際出願日を付与しなかった場合は，その出願は，特許当局の見解では国際出願日として付与されるべきであった日に出願されたものとみなす。出願が当該条約に定めた様式及び内容についての要件を遵守しているときは，その出願はその点に関しては受理される。

(4) 第 2 条(2)第 2 文の規定は，(3)に従って審査及びその他の処理を開始した出願に適用する。ただし，その出願が第 22 条に基づいて公衆の利用に供されることを条件とする。

第4部 保護の範囲及び特許の存続期間

第39条

特許によって与えられる保護の範囲は、クレームによって定められる。クレームの解釈のために、発明の説明を指針として使用することができる。

第40条

付与された特許は、特許出願日から20年が経過するまで維持することができる。特許については、特許付与後に始まる各手数料年度に関する更新手数料を納付しなければならない。

第5部 更新手数料の納付

第41条

(1) 更新手数料の納付期日は、手数料年度が始まる月の末日とする。ただし、最初の2手数料年度に関する更新手数料については、その納付期日を第3手数料年度に関する更新手数料に対するものと同時期とする。更新手数料は、納付期日前3月より前に納付することはできない。

(2) 第11条に規定した後の出願については、当該後の出願の出願日より前に始まったか又はその日後2月以内に始まる手数料年度に関する更新手数料は、その日から2月が経過するまでにその納付期日が到来することは、何れの場合でも全くない。国際特許出願については、出願について第31条に基づく手続がとられた日若しくは第38条に基づいて審査及びその他の手続の開始した日より前に始まっているか又はその日から2月以内に始まる年度に関する更新手数料は、出願についての手続がとられた日又は審査及びその他の手続の開始した日から2月が経過するまでにその納付期日が到来することは何れの場合でも全くない。

(3) 更新手数料は、その納付期日後6月以内に、所定の追加手数料を付加して納付することができる。

(4) 特許商標庁は、更新手数料を出願人、特許所有者、又は指定代理人がいるときは指定代理人から徴収しなければならないが、徴収しなかった結果としての権利の喪失に対しては責任を負わない。

第42条

(1) 発明者が出願人又は特許所有者であって、かつ、その更新手数料を納付することに大きな困難を有しているとみなされる場合は、特許当局は、前記の者に対し、納付について猶予を与えることができる。ただし、その旨の請求が更新手数料の最初の納付期日以前に提出されることを条件とする。当該猶予は1回に3年まで認めることができるが、特許の付与から3年が経過するときまでを限度とする。猶予の延長請求は、承認された猶予期間が満了する日以前に提出しなければならない。

(2) 猶予又は猶予の延長についての請求が拒絶された場合は、その後2月以内に行われた納付は期限内の納付とみなす。

(3) (1)に従って納付の猶予が認められた更新手数料は、猶予期間満了日後6月以内に、第41条(3)にいうものと同額の追加手数料を添えて、納付することができる。

第6部 ライセンス許諾，移転等

第43条

特許所有者が他人にその発明を業として実施する権利を許諾(ライセンス)した場合において、ライセンシーは、別段の合意がないときは、他人にその権利を移転させることができない。

第44条

(1) 特許の移転，特許についてのライセンスの許諾，特許に対する質権設定，又は強制執行の手續若しくは特許所有者を相手とする破産手續の開始は，請求に基づいて，特許登録簿に記入される。

(2) 登録されたライセンスが終了していることが証明されたときは，そのライセンスは登録簿から抹消される。

(3) (1)及び(2)の規定は，強制ライセンス及び第53条(2)に基づく権利に対しても適用する。

(4) 特許に関する訴訟は，登録簿に特許所有者として記入されている者に対して常に提起することができ，また，特許当局からの通知はその者に送付することができる。

第45条

(1) 特許付与から3年及び特許出願から4年が経過したときに，その特許発明がデンマークにおいて適切な程度に実施されていない場合は，当該発明をデンマークにおいて実施することを望む何人も，その実施についての強制ライセンスを取得することができる。ただし，当該発明を実施しないことについて正当な理由がある場合は，この限りでない。

(2) 事業・経済成長大臣は，(1)の規定の適用上，他国における発明の実施をデンマークにおける実施と同等とする旨を規定することができる。当該規定には，相互主義の条件を付すことができる。

第46条

(1) 発明についての特許所有者は，その発明の実施が他人に属する特許又は登録実用新案に依拠している場合は，後者の特許によって保護されている発明又は実用新案登録によって保護されている考案について，それを実施する強制ライセンスを取得することができる。ただし，前者の発明が顕著な経済的重要性を有する有意義な技術的進歩を構成することを条件とする。

(2) その実施について，(1)の規定による強制ライセンスが許諾された発明についての特許又は登録実用新案の所有者は，適切な条件で他方の発明を実施する強制ライセンスを取得することができるものとする。

第46a条

(1) 先行特許を侵害することなしには，植物品種の権利を取得し又は実施することができない育成者は，適切なロイヤルティの支払を条件として，先行特許に係わる発明の実施について強制ライセンスを求める申請をすることができる。ただし，その強制ライセンスが保護されるべき植物品種の実施のため必要であることを条件とする。強制ライセンスは，当該品種の育成者が，その品種が前記の発明と比較して，相当な経済的重要性を有する有意義な技術

的進歩を構成することを証明した場合に限り、許諾されるものとする。

(2) 植物品種保護法に基づいて、特許所有者がある保護された植物品種を実施する強制ライセンスを取得した場合は、その植物品種の育成者は、適切な条件に基づいて、前者の発明の実施についてクロスライセンスを取得する権原を有する。

第47条

重要な公益のために必要とされる場合は、他人が特許を有する発明を業として実施することを望む何人も、そのための強制ライセンスを取得することができる。

第48条

(1) 特許出願が公衆の利用に供された時に、その特許出願の対象である発明をデンマークにおいて業として実施していた者は、当該出願に基づいて特許が付与された場合は、強制ライセンスを取得することができる。ただし、特別な事情からライセンスの取得が望ましいこと、及びその者がその出願を知らなかったか、合理的に見てその出願を知りうる事情になかったことを条件とする。当該権利は、デンマークにおいてその発明を業として実施するための実質的な準備をしていた者も、同様の条件下で享受するものとする。

(2) 当該強制ライセンスには、特許付与前の時期も含めることができる。

(3) 事業・経済成長大臣は、(1)の規定の適用上、他国における発明の実施をデンマークにおける実施と同等とする旨を規定することができる。当該規定には、相互主義の条件を付すことができる。

第49条

(1) 強制ライセンスは、契約によって適切な条件でライセンスを取得することができなかった者であって、合理的で適切な方法により、かつ、そのライセンスの条件に従って、発明を実施することができるのみなされるものに対してのみ許諾することができる。

(2) 強制ライセンスは、特許所有者が自身でその発明を実施すること又は他人にライセンスを許諾することを妨げるものではない。

(3) 強制ライセンスは、それが実施されているか又はその実施が予定されている事業と共にする場合に限り、他人に移転させることができる。第46条(1)に従って許諾される強制ライセンスについては更に、強制ライセンスの移転が、その実施が他人に属する特許又は登録実用新案に依拠している特許と共に行われるべき旨の条件が適用される。

(4) 半導体技術に関する強制ライセンスは、公共的、非営業的实施の目的、又は裁判所の判決若しくは行政上の決定によって規定されている反競争的慣行を終了させる目的を有する場合に限り、許諾することができる。

第50条

海事商事裁判所は、第1審裁判所として、強制ライセンスを許諾するか否かを決定し、また、発明を実施できる範囲を確定し、補償額を定め、強制ライセンスについてのその他の条件を設定する。事情が著しく変化した場合は、同裁判所は、何れかの当事者からの請求に基づいて、強制ライセンスを取り消すか又は強制ライセンスについての新たな条件を設定することができる。

第7部 特許の終了，行政再審査等

第51条

更新手数料が，第40条，第41条及び第42条に規定した規則に従って納付されなかったときは，特許は，更新手数料が納付されなかった手数料年度の始めから失効する。

第52条

- (1) 特許が次に該当する場合は，裁判所の判決によってその特許を取り消すことができる。
- (i) 特許が，第1条及び第2条の要件を遵守していないにも拘らず付与されている場合
 - (ii) 特許が，当該技術の熟練者が説明に基づいて実施できる程度に十分に明確な方法で開示されていない発明に係わっている場合
 - (iii) 特許の主題が出願時の出願内容を超えている場合，又は
 - (iv) 特許によって付与された保護の範囲が，特許当局が出願人に特許を付与することができる旨を第19条(1)に基づいて通知した後に，拡張されている場合
- (2) ただし，特許は，特許所有者がその特許の一部についてのみ権利を有していたという理由では，その全体を取り消すことはできない。
- (3) (4)を例外として，何人も訴訟を提起することができる。
- (4) 特許が第1条に基づく権利者以外の者に与えられたことを理由とする訴訟は，その特許についての権利者であると主張する者に限り，提起することができる。当該訴訟は，権利者が特許の付与及び訴訟の理由とするその他の事情を知ってから1年以内に提起しなければならない。特許所有者が特許の付与がなされた時又は特許を取得した時に善意であった場合は，当該訴訟は，特許の付与から3年が経過した後では提起することができない。

第53条

- (1) 特許が第1条に基づく権利者以外の者に付与された場合において，当該権利者が要求するときは，裁判所は，その特許を当該権利者に移転させなければならない。訴訟提起期限に関する第52条(4)の規定を準用する。
- (2) 特許を剥奪された者がデンマークにおいて善意でその発明を業として実施していた場合又は当該実施のための実質的な準備をしていた場合は，その者は，適正な補償と引き換えに，かつ，その他の点に関する適切な条件で，その全般的性質を保持しつつ，既に開始している実施を継続するか又は計画した実施を実行する権利を有する。当該権利は，登録されたライセンスの所有者も同一の条件に基づいて，享受するものとする。
- (3) (2)に基づく権利は，その権利が実施されているか又はその実施が予定されていた事業と共にする場合に限り，移転させることができる。

第53a条

裁判所は，特許当局が第21条による異議申立について最終的な審査を終えていない間に提起された取消訴訟を，特許当局が最終決定を下すまで，中止することができる。

第53b条

- (1) 何人も，特許当局により付与された特許又は第75条によりデンマークについて効力を有

するものとして付与された特許を再審査するよう特許当局に請求することができる。

(2) (1)による請求は、異議申立のために認められている期間中又は異議申立について最終決定が未だ行われていない間は、することができない。特許に関して裁判所になされた訴訟について確定判決が下されていない場合は、当該特許に関し、(1)による請求をすることができない。

(3) 同一の特許に関し、(1)による請求についての最終決定が行われる前に、裁判所に訴訟が提起された場合は、特許当局は、特許所有者がその請求をしている場合を除き、当該訴訟事件について確定判決が下されるまで、その請求についての審査を中止しなければならない。

(4) 再審査請求がされた場合は、特許所有者にはその旨が通知され、所見を提出するよう求められる。特許当局は、再審査請求の提出について公告しなければならない。

(5) 特許当局は、特許が第 51 条、第 54 条又は第 96 条により、既に失効しているか又は失効する予定になっている場合であっても、再審査請求を審査することができる。特許当局はまた、請求が取り下げられた場合、又は再審査を請求した者が死亡したか若しくは法律行為能力を喪失した場合であっても、その請求を審査することができる。

(6) (1)による行政再審査請求には、所定の手数料を添付しなければならない。

第 53c 条

(1) 特許所有者以外の者による再審査請求は、第 52 条(1)にいう取消理由のみを、その根拠としなければならない。

(2) 特許当局は、特許を取り消すこと、又は特許を補正して若しくは補正せずに維持することができる。特許当局は、再審査請求を応諾できるか否かを審査し、また、応諾する場合は、第 52 条(1)にいう理由により、特許を補正して維持することが妨げられるか否かを審査しなければならない。

第 53d 条

(1) 特許所有者以外の者からの請求を応諾することができない場合は、その請求は拒絶され、特許は補正せずに維持される。

(2) その請求は応諾されるが、特許を補正して維持することができない場合は、特許当局はその特許を取り消さなければならない。特許を補正して維持することができる場合において、特許当局がその特許を維持しようとする意図する補正された文言について特許所有者が承諾したときは、その特許はそれに従って補正される。特許所有者が補正された文言について承諾しなかったときは、特許は取り消される。

(3) 特許を補正して維持する旨の決定が行われたときは、特許所有者は、所定期限内に新たな特許明細書について所定の公告手数料を納付しなければならない。期限内に手数料が納付されなかったときは、特許は取り消される。

(4) 特許当局は、行政再審査に関するその決定を公告する。

第 53e 条

(1) 特許所有者は自身で、第 53b 条(2)及び(6)にいう条件に従い、発明の説明、クレーム又は図面の補正により、自己の特許が減縮されるよう請求することができる。特許所有者が欧州特許条約第 105a 条から第 105c 条までにより欧州特許庁に特許の減縮又は取消を請求する

か又は請求している場合は、デンマークの特許当局は、欧州特許庁がこの事項について決定するまで、第1文に基づく請求の審査を中止しなければならない。デンマークの特許当局は、特許所有者の請求があれば、当該請求と特許所有者が欧州特許庁に提出した元の減縮を求める請求との間に完全な同一性が存在しない場合は、第1文に基づく請求の審査を再開しなければならない。

(2) その際、特許当局は、第52条(1)にいう理由により、特許を特許所有者が望む補正の形態で維持することが妨げられるか否かを審査しなければならない。その際、要望された減縮を承認することができる場合は、特許はそれに応じて補正されるものとし、第53d条(3)及び(4)を準用する。ただし、新たな特許明細書についての公告手数料が期限内に納付されなかったときは、その特許は失効した旨を宣言される。

(3) 他方で、請求された減縮の形態で特許を維持することができない場合は、その減縮を求める請求は拒絶される。

第53f条

特許が第53d条又は第53e条に基づいて補正された場合は、その補正が第53d条(4)に基づいて公告された日以後、補正された発明の説明、図面及びクレームを含む新たな特許明細書の写しを特許当局から入手可能としなければならない。

第54条

(1) 特許所有者がその特許を特許当局に返還した場合は、特許当局は、当該特許が全面的に失効したことを宣言しなければならない。

(2) 特許の移転を求める訴訟が提起されている場合は、その訴訟において確定判決が下されるまでは、特許の失効を宣言してはならない。

第55条

特許が消滅したとき、又は裁判所の確定判決によって特許が失効を宣言され若しくは取り消され又は他人に移転させられたときは、特許当局は、その旨を公告しなければならない。

第55a条

特許の全部又は一部が取り消された場合は、その特許は、取り消された範囲において、それに係る特許の出願日から第3条にいう効力を既に有さなかったものとみなす。

第 8 部 特許に関する情報を提供する義務

第 56 条

(1) 特許出願人であつて、出願のファイルが公衆の利用に供される前に、他人に対して自己の特許出願の効力を援用する者は、請求に基づいて、前記の他人が出願のファイルを閲覧できるようにすることに同意する義務を負う。その出願が第 8a 条にいう生物学的材料の寄託試料を含んでいたときは、前記の他人は試料分譲を受ける権利も併せて有するものとする。第 22 条(6)第 2 文及び第 3 文、(7)及び(8)の規定は、これらの事件に適用する。

(2) 他人に対する直接の通信により、広告において、商品若しくはその包装への記載により又はその他の方法により、出願番号又は特許番号を併記することなく、特許を出願したか又は特許が付与されている旨を表示する者は何人も、それについての情報を請求した者に対して、不当な遅延なく当該情報を提供する義務を負う。特許を出願したか又は特許が付与されている旨を明示的に表示していない場合であっても、諸般の事情からそのような印象が与えられる場合は、請求に基づいて、特許が出願されているか又は特許が付与されているか否かについての情報は、不当な遅延なく提供しなければならない。

第9部 刑罰に対する責任及び損害賠償責任等

第57条

(1) 特許によって与えられた排他権を故意又は重大な過失により侵害(特許侵害)した者は、罰金を科される。

(2) 侵害が故意にかつ加重状況下で犯された場合は、刑法典第299b条により更に重い刑罰が規定されていない限り、刑罰を1年6月までの拘禁に加重することができる。

加重状況は、侵害の意図が重大かつ明白な不法利得であった場合は、特に存在するものとみなす。

(3) 会社等(法人)には、デンマーク刑法典第5部の規則に基づいて刑罰を科すことができる。

(4) (1)に含まれる侵害事件では、被害者が訴訟を提起しなければならない。(2)に含まれる侵害事件では、公益のために訴訟提起が必要な場合を除き、被害者の請求によってのみ提起されるものとする。

第58条

(1) 故意又は過失によって特許を侵害した者は、次のものを支払わなければならない。

(i) 発明の実施についての被害者への適正な補償金、及び

(ii) 侵害から生じた更なる被害についての被害者への損害賠償金

(2) (1) (ii)に従い損害賠償金を決定するに際し、特に被害者が被った逸失利益及び侵害者が得た不法利得を参酌しなければならない。

(3) (1)に含まれる事件では、非財政的被害についての被害者への追加補償金を決定することができる。

第59条

(1) 更なる特許侵害を防止するため、裁判所は、その旨の請求を受けたときは、特許侵害を構成する製品を次の通り処分すべき旨を特に決定することができる。

(i) 市場から回収すること

(ii) 市場から確実に除去すること

(iii) 廃棄すること

(iv) 被害者に引き渡すこと、又は

(v) 指定された方法により改変すること

(2) (1)は、装置、材料、器具又は同等品であって、主として特許発明についての違法生産に使用されていたものに対して準用する。

(3) (1)に基づく措置は、侵害者への補償なしで実施され、被害者への損害賠償には影響しない。当該措置は、特別の事情からする反論がない限り、侵害者の費用負担で実施される。

(4) (1)に基づく措置に関する判決を下すに当たり、裁判所は、侵害の程度、所定の措置及び第三者の利益の間での割合を参酌しなければならない。

(5) 裁判所は、その旨の請求を受けたときは、侵害者に(1)及び(2)にいう製品、装置、材料、器具又は同等品について、適正な補償金と引き換えに、特許の存続期間又はその一部期間の間、その侵害者の任意処分に委ねる許可を与えることができる。ただし、これは次の場合に限り適用する。

- (i) 侵害者が故意，過失の何れでもなく行動している場合
- (ii) (1)に基づく措置が侵害者に不均衡な害を生じそうな場合，及び
- (iii) 適正な補償金が十分である場合

第 60 条

(1) 出願のファイルが公衆の利用に供された後に，ある者がその発明について許可を得ないで業として実施しており，かつ，その出願が特許となった場合は，特許侵害に関する規定を，第 57 条を除き準用する。ただし，特許付与前に与えられる保護は，その出願が公衆の利用に供されたときの文言によるクレーム，及び付与されたか若しくは第 23 条(3)に基づいて補正して維持された特許の双方において開示された内容のみに及ぶものとする。

(2) 出願のファイルが英語で書かれている場合は，(1)は，出願人がクレームのデンマーク語翻訳文を提出した日以降に限り適用する。

(3) 関係人は，第 20 条に基づく特許付与公告の前に犯した侵害により生じた被害について，第 58 条に基づく損害賠償を合理的と認められる範囲においてのみ支払わなければならない。

(4) (1)に基づく損害賠償請求は，特許に対する異議申立期限の到来後又は特許当局による特許維持の決定後 1 年が経過する前に，出訴期限が切れることはない。

第 60a 条

(1) 第 58 条から第 60 条までに基づいてある者が責任を負うとされた裁判所の判決において，裁判所は，その旨の請求を受けたときは，判決全部又はその抜粋を公表するよう決定することができる。

(2) 公表する義務は侵害者側にあるものとする。当該公表は，侵害者の費用負担により，かつ，合理的に必要とされる顕著な方法により行わなければならない。

第 61 条

特許侵害訴訟において，特許の無効は，場合によっては特許所有者が第 63 条(4)に定めた規則に基づいて召喚された後，特許取消請求が特許所有者を相手としてなされている場合限り，争点とすることができる。特許が取り消されたときは，第 57 条から第 60 条までの規定は適用しない。

第 62 条

(1) 第 56 条にいう場合は，自己の義務に従わないか又は虚偽の情報を与えた者は，他の法令により更に重い刑罰が定められていない限り，罰金が科され，かつ，適正と認められた範囲において，それによって生じた被害を補償する責任を負うものとする。

(2) 第 57 条(3)及び(4)の規定を準用する。

第 63 条

(1) 特許の取消，特許の移転又は強制ライセンスの許諾を求めて訴訟を提起する者は，同時に，その旨を特許当局に通知し，かつ，特許登録簿に記入されており，同登録簿にその宛先が記録されているライセンシーに，書留郵便をもって当該訴訟について通知しなければならない。特許について行政再審査を請求する者は，同時に，その旨を前記のライセンシーに通

知しなければならない。特許侵害について訴訟を提起しようとするライセンシーは、同様の方法でその訴訟について特許所有者に通知しなければならない。ただし、特許所有者の宛先が登録簿に記録されていることを条件とする。

(2) 原告又は行政再審査を請求した者が、事件が審理される日に又は再審査請求の場合はそれを提出した時に(1)に基づく通知を既に行っていることを証明しなかった場合は、裁判所又は行政再審査の場合は特許当局は、(1)の要件を遵守するための期限を指定することができる。前記の期限が遵守されなかったときは、その事件は却下される。

(3) 特許所有者が提起した特許侵害訴訟において、被告が特許取消請求をする意図を有する場合は、被告は、(1)に定めた規則に従い、特許当局及び登録ライセンシーにその旨を通知しなければならない。(2)の規定を準用するものとし、指定された期限が遵守されなかったときは、その取消請求は却下される。

(4) ライセンシーが提起した訴訟においては、被告は、特許所有者を相手として、特許の取消を請求するために、特許所有者の裁判地を考慮することなく、その出席を要求することができる。司法運営法第 34 部の規定を準用する。

第 64 条

デンマークの居住者でない特許出願人及び特許所有者は、本法に基づいて提起される訴訟においては、それらの者の裁判地をコペンハーゲンに有しているものとみなす。

第 64a 条

(1) 特許の主題が新製品の製造方法である場合は、特許所有者以外の者が製造した同一の製品は、反証が提出されない限り、特許された方法に基づいて製造されたものとみなす。

(2) 反証の提出に関しては、製造秘密及び営業秘密に関する被告の正当な権利を考慮しなければならない。

第 65 条

本法に基づいて提起される訴訟における判決の公認謄本は、裁判所の職権によって特許当局に送付される。

第 65a 条

税関及び税務当局が第 57 条に含まれる侵害の疑義を抱くに至った場合は、その旨の情報を権利所有者に伝えることができる。

第10部 雑則

第66条

特許商標庁は、特許所有者に対し、その代理として特許に関する送達その他の通知を受領させるために、欧州経済地域(EEA)に居住している代理人を選任するよう求めることができる。当該代理人の名称及び宛先は特許登録簿に記入しなければならない。

第67条

(1) 第44条、第53d条、第53e条、第72条(1)及び(2)、第73条並びに第96条による特許商標庁の決定に対しては、特許出願人、特許所有者、又は行政再審査若しくは特許の終了を請求した者は、その決定についての通知を受けてから2月以内に、特許商標審判部に審判請求することができる。前記の決定に係わる他の利害関係人は、その決定の公告後2月以内に、同様の審判請求をすることができる。

(2) 所定の審判請求手数料は、(1)にいう期限内に納付しなければならない。手数料が納付されなかったときは、それを理由として審判請求は却下される。

(3) 第25条(2)から(4)までの規定を準用する。

第68条

事業・経済成長大臣は、特別取引、公告、謄本、手続等のための納付に関する規則を定めることができる。

第69条

(1) 事業・経済成長大臣は、特許出願及びその審査並びにその他の処理に関し、異議申立の審査に関し、行政再審査に関し、権利の回復に関し、特許の放棄に関し、特許登録簿の調整及び保管に関し、特許公報の発行及びその内容に関し、特許当局との間での電子データの送受に関し、更に特許商標庁の手続に関して特則を定める。従って、提出された出願に関する特許当局の記録を公衆の利用に供することも規定に定めることができる。事業・経済成長大臣は、特許当局の非就業日に関して特則を定めることができる。

(2) 特許当局が他国の特許当局から請求があった場合はデンマークにおいてされた特許出願に係わる審査及びその他の処理について前記の当局に通知することができる旨、及び特許当局が特許性の基準が満たされているか否かを決定するに際し、他国の対応する当局又は国際機関がその目的で行った新規性調査を受け入れることができる旨を事業・経済成長大臣は指示することができる。

(3) 事業・経済成長大臣は、更に、何れかの国において対応する特許出願をした者に対し、特許当局の請求があったとき、かつ、特許当局が指定する期限内に、前記出願国の特許当局から出願人に通知された当該発明の特許性に関する審査結果の情報を提供すべき旨及び前記当局との間の通信の写しを送付すべき旨を指示することができる。ただし、第3部にいう出願であって、国際予備審査の対象とされ、その報告書が特許当局に提出されているものについては、情報提供の義務を規定することができない。

第70条

戦争資材に関する発明又は戦争資材の製造方法に関する発明については、そのために定められた特別の規定に従って、秘密特許の付与を受けることができる。

第71条

(1) 特許商標庁は、請求に基づいて、技術的業務の性格を有する特殊課題の履行を引き受けることができる。

(2) 事業・経済成長大臣は、前記の業務及びその費用の納付、及び納付遅延の場合の督促手数料に関する規則を定める。

(3) 行政ファイル閲覧法は、第4条(2)を除き、(1)にいう課題には適用しない。

第72条

(1) 本法により所定の又は本法において規定の、特許当局に対する期限が遵守されなかったことを理由として、合理的に要求されるあらゆる注意を払っていた特許の出願人若しくは所有者に権利の喪失が生じた場合は、特許当局は、請求に基づいて、その者の権利を回復させなければならない。当該請求は、期限の不遵守を生じた支障の消滅から2月以内、ただし、当該期限の到来後1年以内に、特許当局に提出しなければならない。前記と同一の期限内に、懈怠した行為を完了させ、かつ、権利回復のための所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 後の出願の出願人が第6条(1)にいう期限の到来から2月以内に自己の優先権の回復を請求した場合は、(1)の規定は、第6条(1)にいう期限に適用する。

第73条

(1) 第31条にいう場合において、出願人が郵便を利用し、その郵便が期限内に受領されなかったが、出願人が期限を超過したことを知ったか又は知るべきであった日の後2月以内、かつ、期限到来後1年以内に、その手続を完了させたときは、特許当局は、その権利を回復させるものとする。ただし、次の事項を条件とする。

(i) 郵便業務について、所定期限の到来前10日以内に、発信人がその事業所を有しているか又は滞在している地域において、戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害又はその他類似の原因によって中断されており、かつ、特許当局への郵送が郵便業務再開後5日以内に行われていること、又は

(ii) 郵送が、所定期限の到来日の5日以上前に、特許当局宛に書留郵便で行われていたこと。ただし、郵送が、可能な場合は航空郵便でなされていたか、又は発信人が、普通郵便が郵送日から2日を超える後に到着することはないと信じるべきあらゆる理由を有していた場合に限る。

(2) 出願人が(1)に基づいて自己の権利を回復させることを望むときは、出願人は、所定期限の到来前に特許当局に対して、その旨の請求を提出しなければならない。

第74条

(1) 第72条又は第73条に基づく請求が受理され、その結果、公衆の利用に供された後で棚上げされたか若しくは拒絶された特許出願についてその後の手続が開始されるとき、又は失効した特許が維持されていたものとみなされるときは、その旨を公告しなければならない。

(2) 棚上げされた出願に関する審査及びその他の手続の再開のために所定の期限の到来後、又は出願の拒絶後、又は特許の失効の公告後であるが、(1)に基づく公告の前に、デンマークにおいて善意でそれに係わる発明の業としての実施を開始していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、その全般的性質を維持しつつ、その実施を継続することができる。

(3) (2)に定めた権利は、その権利が生じている事業又は実施を計画していた事業と共にする場合に限り、他人に移転させることができる。

第74a条

事業・経済成長大臣が本法に基づく権限を特許商標庁に委譲する場合は、当該大臣は、審判請求権に関する規則を定めることができ、その中には上位の行政当局に審判請求することができない旨の規則を含めることができる。

第 10A 部 欧州特許

第 75 条

(1) 「欧州特許」とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで締結された欧州特許条約に従い、欧州特許庁によって付与された特許をいう。欧州特許出願とは、同条約に従ってされる出願をいう。

(2) 欧州特許は、デンマークを対象として、その付与を受けることができる。

(3) 欧州特許出願は、欧州特許庁に対して提出するものとする（ただし、秘密発明に関する第 70 条に定められている規定を参照）。欧州特許出願は、デンマークの特許当局に提出することもでき、当該当局はその出願を欧州特許庁に送付しなければならない。前記条約第 76 条にいう出願は、欧州特許庁に対してのみすることができる。

(4) 第 70 条から第 90 条までの規定は、デンマークを対象とする欧州特許及びデンマークを指定する欧州特許出願に適用する。

第 76 条

欧州特許は、欧州特許庁が特許を付与する旨の決定を公告したときに付与されたものとみなす。欧州特許は、第 77 条から第 90 条までに別段の定めがある場合を除き、デンマークの特許当局が付与した特許と同じ効力を有し、その特許と同じ規定に従うものとする。

第 77 条

(1) 欧州特許は、欧州特許庁が特許の付与を公告した日又は特許を補正して維持する決定を公告した日から 3 月以内に、付与された特許又は補正された特許の次の本文の特許所有者がデンマークの特許当局に対し提出することを条件として、デンマークにおいてのみ効力を有するものとする。

(i) デンマーク語に翻訳した本文、又は

(ii) 英語による本文若しくは英語に翻訳した本文。ただし、クレームはデンマーク語への翻訳文のみを提出することを条件とする。

(2) 特許所有者は、(1)にいう期限内に、所定の公告手数料を納付しなければならない。

(3) (1)にいう本文は、公衆の利用に供さなければならない。ただし、欧州特許出願が欧州特許庁によって未だ公開されていない場合は、本文はその公開が行われるまで公衆の利用に供してはならない。

(4) (1)にいう本文が提出され、(2)にいう手数料が納付され、かつ、欧州特許庁がその特許の付与又は欧州特許を補正して維持する決定を公告したときは、デンマークの特許当局はその旨を公告しなければならない。当該本文の写しは遅滞なく特許当局から入手可能としなければならない。

第 78 条

(1) 第 72 条(1)の規定は、第 77 条(1)及び(2)による翻訳文の提出及び手数料の納付にも適用する。

(2) 第 77 条(1)及び(2)による翻訳文の提出及び手数料の納付が適式になされたものとみなす旨を第 72 条により決定されたときは、デンマークの特許当局は、その旨を公告しなければならない。

らない。

(3) 第 77 条(1)に定めた期限の到来後であるが、(2)による公告の前に、デンマークにおいて善意で、その発明の業としての実施を開始していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、第 74 条(2)及び(3)に定める権利を有する。

第 79 条

第 52 条(1)(iv)の規定は、特許が付与された後に保護の拡張が行われていることを条件として、欧州特許に適用する。

第 80 条

欧州特許庁が欧州特許の全部又は一部を取り消した場合は、その特許がデンマークにおいて対応する範囲において取り消された場合と同じ効力を有するものとする。デンマークの特許当局は、当該取消を公告しなければならない。

第 80a 条

(1) 欧州特許庁が欧州特許条約第 105a 条から第 105c 条までにおけるそれに関する規則により欧州特許を減縮し又は取り消した場合において、当該決定が欧州特許庁によって公告されたときは、それは第 53e 条により減縮されたか又は第 54 条によりデンマークにおいて失効した場合と同じ効力を有するものとする。

(2) (1)に基づく特許を減縮し又は取り消す決定は、特許出願日から既に効力を有するものであり、従って減縮され又は取り消された特許は、第 3 条にいう効力を有さなかったものとしなければならない(欧州特許条約第 68 条参照)。

(3) 第 77 条の規定は(1)に基づく決定に準用する。

(4) デンマークの特許当局は、取り消された特許が第 77 条により既に公告されていた場合は、欧州特許を取り消す欧州特許庁の決定を公告しなければならない。

第 81 条

(1) 欧州特許に関しては、欧州特許庁が特許出願に特許の付与を受けるための手続を進めることを認める旨の決定を公告した年に続く各年について、デンマークの特許当局に更新手数料を納付しなければならない。

(2) 欧州特許の更新手数料が、(1)により納付(第 41 条参照)されなかったときは、第 51 条を準用する。ただし、第 1 回の更新手数料については、その納付期限は、特許が付与された日後 3 月までは到来しない。

第 82 条

(1) 欧州特許庁がその出願日を付与した欧州特許出願は、当該出願日から、デンマークにおいてなされた出願と同じ効力をデンマークにおいて有する。出願が欧州特許条約により、その出願日より前の日からの優先権を有するときは、当該優先権はデンマークにおいても適用する。

(2) 第 2 条(2)第 2 文の適用上、欧州特許条約第 93 条に基づく欧州特許出願の公開は、第 22 条に基づいて公衆の利用に供された出願と同等とみなす。同じ規定は欧州特許条約第 153 条

(3)に基づく公開に適用する。ただし、欧州特許庁が当該公開を同条約第 93 条に基づく公開と同等とみなすことを条件とする。

第 83 条

(1) 欧州特許出願が欧州特許条約により公開され、出願人がデンマークの特許当局に対し当該公開された出願のクレームのデンマーク語翻訳文を提出したときは、デンマークの特許当局は、その翻訳文を公衆の利用に供し、かつ、その旨を公告しなければならない。

(2) 何人かが、(1)による公告の後、欧州特許出願の主題である発明を、許可を得ないで業として実施し、かつ、その出願がデンマーク特許となったときは、特許侵害に関する規定を適用する。ただし、この様な場合は、特許によって付与される保護は、公開されたクレーム及び特許のクレームの双方において開示された主題のみに及ぶものとする。特許が欧州特許庁によって減縮され又は取り消された場合は(欧州特許条約第 105a 条から第 105c 条まで参照)、特許によって付与される保護は、公開された補正済のクレームにおいて開示された主題のみに及ぶものとする。第 57 条は適用せず、関係人は合理的と認められる範囲において第 58 条に基づく損害賠償金のみを支払わなければならない。

(3) (2)に基づく損害賠償請求は、欧州特許に対する異議申立期限の到来後又は欧州特許庁がその特許を維持する旨の決定後 1 年以内に、出訴期限が切れることはない。

第 84 条

(1) 欧州特許出願若しくはデンマークの指定が取り下げられた場合、又はその出願若しくは指定が欧州特許条約により取下とみなされた場合において、出願手続が同条約第 121 条によって再開されなかったときは、その事實は、出願がデンマークの特許当局において取り下げられた場合と同等の効力を有する。

(2) 欧州特許出願が拒絶された場合は、その事實は、出願がデンマークの特許当局によって拒絶された場合と同等の効力を有する。

第 85 条

(1) 第 77 条及び第 83 条にいう翻訳文が、欧州特許庁における手続言語による本文と一致していないときは、特許により付与される保護は、双方の本文に開示されている主題のみに及ぶものとする。

(2) (1)は、第 80a 条(1)によりなされた決定の翻訳文に関して準用する。

(3) 特許の取消訴訟においては、前記の手続言語による本文のみを使用しなければならない。

第 86 条

(1) 出願人又は特許所有者が、第 77 条にいう翻訳文についての訂正をデンマークの特許当局に提出し、かつ、その者が所定の公告手数料を納付した場合は、訂正翻訳文が前に提出の翻訳文に代替するものとする。元の翻訳文が公衆の利用に供されていた場合は、訂正翻訳文を公衆の利用に供さなければならない。当該訂正が提出され、手数料が適式に納付されたときは、デンマークの特許当局は、元の翻訳文が公衆の利用に供されていることを条件として、当該訂正に関して公告しなければならない。当該翻訳文の写しは遅滞なくデンマークの特許当局から入手可能としなければならない。

(2) 出願人が、第 83 条にいう翻訳文の訂正を提出した場合は、デンマークの特許当局は、その旨を公告し、かつ、訂正翻訳文を公衆の利用に供さなければならない。上記の公告がされたときは、訂正翻訳文が元の翻訳文に代替するものとする。

(3) 訂正翻訳文が効力を生じたときに、前の翻訳文によっては出願人又は特許所有者の権利を侵害することにならない方法で、デンマークにおいて善意で、その発明を業として実施していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、第 74 条(2)及び(3)において規定の権利を有するものとする。

第 87 条

(1) 欧州特許庁が、期限を遵守しなかった特許出願人又は特許所有者の権利を回復した場合は、その決定はデンマークにおいても適用する。

(2) 権利喪失が生じた後であるが、欧州特許庁による権利の回復及びその旨の公告の前に、デンマークにおいて善意で、その発明の業としての実施を開始していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、第 74 条(2)及び(3)において規定の権利を有する。

第 87a 条

欧州特許条約第 112a 条に基づく審判請求の対象である決定の日から起算して、それに関する決定の公告の日までの期間中に公開された欧州特許出願又は公告された欧州特許において開示されている発明について、デンマークにおいて善意で、その発明の業としての実施を開始していた者又は当該実施のための実質的な準備をしていた者は、第 74 条(2)及び(3)に規定した権利を有する。

第 88 条

(1) ある国内特許当局に提出された欧州特許出願について、その出願が所定の期限内に欧州特許庁に送付されなかったという事実を理由として取下とみなされた場合は、特許当局は、出願人からの請求に基づいて、次の事項を条件として、その出願をデンマークにおける特許出願に変更されたものとみなす。

(i) 当該請求が、その出願を受領した前記の国内当局に対して、出願人がその出願を取下とみなす旨の通知を受けてから 3 月以内に提出されること

(ii) 当該請求が、デンマークの特許当局に対して、出願日から又は優先権が主張されているときは優先日から 20 月以内に提出されること、及び

(iii) 出願人が、事業・経済成長大臣が定めた期限内に所定の手数料を納付し、かつ、出願についてのデンマーク語又は英語翻訳文を提出すること

(2) 出願人が出願の方式に関する欧州特許条約の要件を遵守している場合は、出願は、その点に関しては受理されるものとする。

第 89 条

欧州特許条約第 9 条、第 60 条、及び第 131 条並びに同条約に付属する「欧州特許の付与を受けるとする権利に関する決定の権限及び承認についての議定書」(承認についての議定書)の規定をデンマークにおいて適用する。

第 89a 条

生物学的材料の寄託に関する本法の規定は、欧州特許には適用しない。

第 90 条

事業・経済成長大臣は、欧州特許条約の施行及び本法のこの部の規定の施行に関する特則を定める。

第 10B 部 補充的保護証明書

第 91 条

- (1) 事業・経済成長大臣は、補充的保護証明書の制定に関する欧州共同体の規則をデンマークに適用するために必要な規則を定めることができる。
- (2) 補充的保護証明書に関する事件の審査及びその他の処理については、手数料を納付しなければならない。
- (3) 特許侵害事件における刑事責任に関する第 57 条は、(1)にいう補充的保護証明書によって付与された排他権の侵害に準用する。
- (4) 事業・経済成長大臣は、フェロー諸島及びグリーンランドの地方自治との交渉の後、補充的保護証明書に関する(1)にいう規則はフェロー諸島及びグリーンランドに適用する旨の規定を定めることができる。

第 10C 部 共同体特許等

第 92 条

- (1) 「共同体特許」とは、1989 年 12 月 15 日にルクセンブルクで締結された共同体特許に関する協定によって改正された共同体に関する欧州特許条約(共同体特許条約)に基づいて、欧州特許出願(第 75 条(1)参照)に対して、欧州特許庁によって付与されている特許を意味する。
- (2) 共同体特許は、デンマークを対象として付与を受けることができる。

第 93 条

- (1) 共同体特許に関する前記協定の規定は、デンマークにおいて、共同体特許及びその特許出願に適用する。
- (2) 事業・経済成長大臣は、共同体特許条約第 83 条の規定により個別各国が制定した規定を公告する。

第 94 条

第 75 条(3)、第 80 条、第 82 条、第 84 条、第 87 条及び第 88 条は、共同体特許及びその特許の出願に準用する。

第 95 条

共同体特許条約第 32 条(1)に基づく権利は、共同体特許の出願人であって、公告されたクレームに係わるデンマーク語翻訳文を特許当局に提出した者又はその翻訳文をデンマークにおいてその発明を実施している者に送付した者に限り付与される。

第 96 条

- (1) 特許当局が付与した特許が、同一の発明者又はその権原承継人に対して、同一の出願日に又は優先権が主張されているときは同一の優先日に、デンマークを対象とする共同体特許又は欧州特許が付与されている発明に係るものであるときは、デンマークにおいて付与された特許は、共同体特許条約第 75 条(1)及び(2)に従い、特許当局の決定又は裁判所の判決により、その全部又は一部が失効したと宣言される。ただし、その旨の請求がされるか又は訴訟が提起されることを条件とする。
- (2) 何人も(1)に基づいて、特許の全部又は一部の終了を求めて、特許当局による決定を請求すること又は訴訟を提起することができる。第 53a 条から第 53f 条まで、第 55 条、第 55a 条、第 63 条、第 64 条及び第 65 条を準用する。前記の請求には、所定の手数料を添付しなければならない。
- (3) 裁判所は、特許の終了に関する訴訟であって、終了請求についての特許当局による最終的な審査が完了していない間に提起されたものは、特許当局による最終決定が行われるまで中止することができる。

第 97 条

事業・経済成長大臣は、本法のこの部の規定の施行に関する特則を定めなければならない。

第10D部 手数料

第98条

- (1) デンマーク特許出願については、3,000 DKKの手数料を納付しなければならない(第8条(5)参照)。更に、10を超えるクレームの各々について300 DKKの追加手数料を納付する。
- (2) 欧州特許出願のデンマーク特許出願への変更については、3,000 DKKを納付しなければならない(第88条(1)(iii)参照)。更に、10を超えるクレームの各々について300 DKKの追加手数料を納付する。
- (3) デンマークを指定する国際特許出願の申請については、3,000 DKKの手数料を納付しなければならない(第31条(1)及び第38条(2)参照)。更に、10を超えるクレームの各々について300 DKKの追加手数料を納付する。国際特許出願の翻訳文又は写しを後に提出するときは、1,100 DKKの追加手数料を納付する(第31条(2)参照)。
- (4) 国際特許出願に関して特許商標庁が行う第36条及び第37条による審査その他の処理については、3,800 DKKの手数料を納付しなければならない。
- (5) 国際調査機関が実施した調査に関して特許商標庁が行う処理については、500 DKKの手数料を納付しなければならない(第9条参照)。
- (6) 特許明細書の公告については、2,850 DKKの手数料を納付しなければならない(第19条(1)参照)。更に、クレームを含む明細書、図面、写真及び要約が35頁を超える場合は、超えた頁又は部分ごとの公告について80 DKKの追加手数料を納付しなければならない。400頁を超えるものについては、追加手数料の納付を要さない。
- (7) 第77条(2)に従う欧州特許明細書の公告については、1,050 DKKの手数料を納付しなければならない。更に、クレームを含む明細書、図面、写真及び要約が35頁を超える場合は、超えた頁又は部分ごとの公告について80 DKKの追加手数料を納付しなければならない。400頁を超えるものについては、追加手数料の納付を要さない。

第99条

- (1) 特許出願、特許及び欧州特許については、更新手数料(第8条(5)、第40条及び第81条(1)参照)を1年につき次の金額で納付しなければならない。
 - (i) 第1手数料年：500 DKK
 - (ii) 第2手数料年：500 DKK
 - (iii) 第3手数料年：500 DKK
 - (iv) 第4手数料年：1,100 DKK
 - (v) 第5手数料年：1,250 DKK
 - (vi) 第6手数料年：1,400 DKK
 - (vii) 第7手数料年：1,600 DKK
 - (viii) 第8手数料年：1,800 DKK
 - (ix) 第9手数料年：2,050 DKK
 - (x) 第10手数料年：2,300 DKK
 - (xi) 第11手数料年：2,550 DKK
 - (xii) 第12手数料年：2,800 DKK
 - (xiii) 第13手数料年：3,050 DKK

- (xiv) 第 14 手数料年：3,300 DKK
- (xv) 第 15 手数料年：3,600 DKK
- (xvi) 第 16 手数料年：3,900 DKK
- (xvii) 第 17 手数料年：4,200 DKK
- (xviii) 第 18 手数料年：4,500 DKK
- (xix) 第 19 手数料年：4,800 DKK
- (xx) 第 20 手数料年：5,100 DKK

(2) 納付期限後であって、期限日から 6 月までに納付される更新手数料は、20%増額する。

第 100 条

- (1) 付与された特許に対する異議申立については、2,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 21 条(1)参照)。
- (2) 行政再審査請求については、7,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 53b 条(6)参照)。
- (3) 第 23 条(3) 第 53d 条(3) 第 53e 条(2)に基づく修正された特許明細書の公告については、2,850 DKK の手数料を納付しなければならない。更に、クレームを含む明細書、図面、写真及び要約が 35 頁を超える場合は、超えた頁又は部分ごとの公告について 80 DKK の追加手数料を納付しなければならない。400 頁を超えるものについては、追加手数料の納付を要さない。
- (4) 第 86 条(1)に基づく修正された特許明細書の公告については、1,050 DKK の手数料を納付しなければならない。更に、クレームを含む明細書、図面、写真及び要約が 35 頁を超える場合は、超えた頁又は部分ごとの公告について 80 DKK の追加手数料を納付しなければならない。400 頁を超えるものについては、追加手数料の納付を要さない。

第 101 条

- (1) 特許出願の再開請求については、700 DKK の手数料を納付しなければならない(第 15 条(3)及び第 19 条(4)参照)。
- (2) 特許出願又は付与された特許の回復請求については、3,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 72 条参照)。

第 102 条

国際特許出願に関する場合の特許商標庁の取扱については、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 28 条参照)。

第 103 条

- (1) 補充的保護証明書の申請については、3,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 91 条(2)参照)。補充的保護証明書の存続期間延長の申請については、2,500 DKK の手数料を納付しなければならない。
- (2) 補充的保護証明書の更新については、その手数料年又は一部につき 5,100 DKK の手数料を納付しなければならない(第 91 条(2)参照)。納付期限後であって、期限日から 6 月までに納付される更新手数料は、20%増額する。

(3) 補充的保護証明書申請の再開の請求については、600 DKK の手数料を納付しなければならない(第 91 条(2)参照)。

(4) 補充的保護証明書申請の権利回復の請求については、3,000 DKK の手数料を納付しなければならない(第 91 条(2)参照)。

(5) 行政再審査請求については、1,500 DKK の手数料を納付しなければならない(第 91 条(2)参照)。

第 104 条

(1) 第 98 条から第 103 条までに従って納付された手数料は、納付が適時になされているときは還付されない。

(2) 適時に納付されなかったか又は期限到来時に不十分な金額で納付された結果として納付不受理となった手数料は、還付されるものとする。

(3) 特許商標庁が手数料納付済の審査その他の処理を却下するときは、審査その他の処理に関して納付された手数料は、還付されるものとする。

第 105 条

(1) 第 98 条から第 103 条までにいう手数料は、2011 年水準で記載されている。

(2) 特許商標庁は、第 98 条から第 103 条までに記載する金額を、政府予算の目的で使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができる。特許商標庁は、現行手数料を価格一覧において公表する。

第11部 施行規定及び経過規定

1.

(1) 本法は、1968年1月1日から施行する。同時に、特許法(1958年12月19日統合法No.361参照)は廃止する。更に、1955年4月29日従業者発明法No.142第4条も廃止する。

(2) ただし、食品及び医薬品の発明についての特許並びに食品の製造方法についての特許は、事業・経済成長大臣が指定する日前には付与されないものとする。

2.

旧法令に基づいて付与されたか又は付与される予定の特許は、旧特許法第24条の規定に従ってのみ、取り消すことができる。

・・・・・・・・・・

金融業法、抵当信用貸・抵当信用債等法、デンマーク国立銀行法及びその他種々の法律を改正する2010年6月1日法律No.579は、次の施行規定及び経過規定を含む。

第21条

(1) 本法は2010年7月1日から施行する。ただし、(2)から(6)までを参照のこと。

(2)－(6) (経過規定であり、再現しない)

・・・・・・・・・・

特許法及びその他の法律を改正する2011年12月28日法律No.1370は、次の施行規定及び経過規定を含む。

第9条

本法は2012年2月1日から施行する。